

規制分野における電気料金の原価算定および単価設定誤りに
係る調査結果の報告（経済産業省からの報告徴収への報告）

2026年9月29日

関西電力株式会社

当社は、2024年4月1日から適用している特定小売供給約款の変更届出における原価算定において、規制料金の原価を3カ年で約14百万円多く算定していたことを確認し、経済産業省から報告徴収を受領しました。

[\[2026年9月17日お知らせ済み\]](#)

当社は、本報告徴収に基づき、事実関係、お客さまへの対応方針、原因および再発防止策等を取りまとめ、本日、同省へ報告しました。

調査の結果、2024年4月以降、一部の契約種別において料金単価を過大に設定していたことを確認しました。影響が生じ得る対象件数は、2026年8月末時点で約492万件、請求額の影響は、主に1月分あたり最大1円です。

お客さまへの返還については、返還不足が生じないように慎重に検討のうえ、可能な限り速やかに実施します。現在、具体的な方法や返還額、実施時期を検討しているところであり、決まり次第、速やかにお知らせします。なお、契約を終了されたお客さまについても、お申し出に基づき、返還に必要な情報を確認できた場合には、返還を行う予定です。

本事案の原因は、原価算定に用いる諸元を確認する手順および項目が明確になっていなかったことにあると考えています。

当社は、本事案により、お客さまにご迷惑をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。今後、対象となるお客さまへの返還に向けた対応を着実に進めるとともに、原価算定に用いる諸元や適用条件の確認を徹底し、料金改定後には原価算定時の内容と実際の請求内容を確認するなど、再発防止に努めてまいります。

以 上

別紙：経済産業省への報告概要

経済産業省への報告概要

2026年9月29日
関西電力株式会社

【事案の概要】（9/17 公表）

- 2026年11月実施予定の託送料金見直しに伴う規制料金の原価算定を進める中で、2024年4月実施分の原価算定に誤りがあることを確認。
- 具体的には、発電側課金に係る割引単価の判定を一部誤り、本来適用すべき割引単価より低い単価を適用。その結果、規制料金原価を3力年で約14百万円過大に算定。
- 2024年4月に設定した規制分野のお客さまの電気料金に影響が生じた。



同日(9/17)、経済産業大臣より報告徴収を受領

【報告徴収の内容】

以下の3項目について、取りまとめ次第、速やかに報告すること。

1. 事実関係および経緯
2. お客さまへの影響、対応方針および対応状況
3. 原因および再発防止策

1. 事実関係および経緯（1/2）

- 2024年4月実施分の原価算定時、一部の発電所の電圧区分の判定を誤り、本来適用される割引単価※¹（下図青枠）より低い単価（下図赤枠）を適用していたことを確認。
- 具体的には、電圧区分を判定する諸元（受電地点明細表）に記載された「受電電圧154kV」の情報をもとに、「受電電圧が標準電圧※²140kV」を超えるものと判定していたが、当該諸元に記載された受電電圧は「標準電圧」ではなく「公称電圧※³」であったもの。

- ※1 割引単価：発電側課金において、送配電設備の効率的な利用に資する発電所に適用される割引額の単価
発電所と変電所等の送配電設備との位置関係や接続状況などを踏まえ、送配電設備の効率的な利用に資する度合いに応じて決定
- ※2 標準電圧(約款上)：受電・供給条件を表すための基準電圧であり、系統設備効率化割引の単価判定に用いられる
- ※3 公称電圧：電力系統・電気設備を技術的に表す際の、代表する電圧

【託送供給等約款に定める発電側課金の割引区分・単価例（円/kW・月 税込）】

	本来適用すべき割引単価 (受電電圧が標準電圧※ ² 140kV以下の場合)	原価算定時に適用した割引単価 (受電電圧が標準電圧※ ² 140kVを超える場合)
割引区分 A-1	32.19	32.19
割引区分 A-2	11.55	5.78
割引区分 A-3	5.78	2.89

1. 事実関係および経緯（2/2）

時期	事象
2024年2月6日	2024年4月実施分の特定小売供給約款の変更届出
2026年8月上旬以降	2026年11月実施予定の託送料金見直しに伴う<u>特定小売供給約款変更届出に向けた作業中に発電側課金の割引単価の適用について疑義を認識</u> その後、以下の確認等を実施 ・ <u>一般送配電事業者へ受電地点明細表の「受電電圧」の取扱いを照会</u> ・ 実際の請求に適用されている割引単価を確認し、<u>算定に用いた単価との相違を把握</u> ・ 事実関係を精査した結果、<u>2024年届出時の原価算定に誤りがあり、電気料金へ影響が生じていることを確認</u>
9月17日	<u>本事案について公表。同日、報告徴収を受領</u>

2. お客さまへの影響、対応方針および対応状況

【お客さまへの影響】

- 影響が生じ得る対象件数
 - ・**約492万件**（2026年8月末時点）
- 影響期間
 - ・**最大32カ月分**（2024年4月～2026年11月分）
（2026年11月1日に実施予定の特定小売供給約款料金には、正しい割引単価を反映）
- 電気料金への影響
 - ・**1月分あたり最大1円**
（契約容量または契約電力が50kWを超える契約など約40件については、1月分あたり最大2円）

【対応方針】

- 対象件数・影響期間等を踏まえ、以下の考え方に基づき、具体的な返還方法を検討している。
 - ・**可能な限り返還不足を生じさせない**
 - ・**実行可能な方法により可能な限り早期に返還する**
 - ・**既に契約を終了されたお客さまについても返還機会を確保する**

【対応状況】

- **具体的な返還方法および実施時期を速やかに決定し、必要な手続きおよびシステム対応を行った上で、お客さまへの返還を実施予定。**

3.原因および再発防止策

【原因】

- 2024年4月に新たに導入された発電側課金の制度に関する用語の定義・対応関係を
確認する手順および確認項目が、算定作業上、明確になっていなかったこと。

【再発防止策】

- 原価算定時
 - ・約款上の適用条件、使用諸元、定義・対応関係を明確化し、確認結果を記録すること、
新制度導入時は、一般送配電事業者等への確認事項を明確化し、関係箇所との連携を
徹底することをマニュアルに記載。
- 約款料金変更後
 - ・料金改定後は、原価算定時の内容と実際の請求内容を確認する。

【今後のスケジュール】

- 今後、変更届出を予定している特定小売供給約款については、上記の再発防止策に基づき、誤り
がないことを確認済み。
- 料金変更後の初回請求明細受領後、速やかに原価算定時の内容と実際の請求内容を確認する。